

特別徴収事務ご担当者 様

明石市長

令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度市民税・県民税・森林環境税につきまして、地方税法第321条の4第1項及び明石市市税条例の規定により貴事業所様にその取扱いをお願いすることとなりました。つきましては関係書類を別添のとおり送付いたします。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。

※税額通知書の送付直後は、毎年多数のお問い合わせをいただいております。
特別徴収事務に関するお問い合わせの中で、特に多い事例を下記に掲載しています。

Q1 既に退職した従業員の特別徴収税額通知書が届きましたが、どうすればよいですか？

A 年度当初の特別徴収税額通知書は、提出のあった給与支払報告書に基づいて送付しています。その報告書に含まれていた従業員が4月1日までに退職等された場合、4月中旬までに届くよう「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。まだ、提出されていない場合は、同届出書に必要事項を記載して、速やかに市民税課へ提出してください。4月中旬以後に届いた異動届出書は、年度当初の特別徴収税額通知書には未反映ですが、6月上旬に発送する特別徴収税額変更通知書にて通知します。

Q2 特別徴収税額通知書に記載のない従業員がいるのですが、なぜですか？

A 次の理由が考えられますので、ご対応をお願いいたします。(1) 給与支払報告書を普通徴収として提出している。これに該当する場合は給与支払報告書をご確認の上、徴収方法が相違していた場合は、特別徴収切替申請書をご提出ください。(2) 明石市に給与支払報告書を提出したが、該当の従業員の方の賦課期日(1月1日)時点の住民票上住所が明石市外であった。これに該当する場合は該当の従業員の方へ、賦課期日(1月1日)時点の実際の居住地をご確認いただき、明石市にお住まいであった場合は市民税課へご連絡ください。

Q3 途中入社した従業員の普通徴収分を特別徴収へ切り替える場合、どのような手順が必要ですか？

A 従業員の納税通知書をご確認のうえ、「特別徴収切替申請書」をご記入いただき、市民税課へご提出ください。なお、納期限が過ぎている分の税額は特別徴収に切り替えることができません。特別徴収関係書類つづりに「特別徴収切替申請書」は綴じこんでいますが、HPよりダウンロードいただけます。ご提出いただいた月の翌月上旬に、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、その点をご考慮のうえ、特別徴収の開始月を記入ください。

Q4 特別徴収中の従業員が、転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合、どのような手順が必要ですか？

A 転勤前の勤務先で、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「給与支払者(特別徴収義務者)欄」に転勤前の勤務先、「新しい勤務先(特別徴収義務者)」に転勤後の勤務先をご記入いただき、市民税課へご提出ください。また、転勤前の勤務先給与担当の方は特別徴収税額等を転勤後の勤務先へご連絡ください。

Q5 特別徴収税額が0円である従業員が退職した場合も異動届出書を提出すべきですか？

A 市民税課へ「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。提出がない場合、退職後にその従業員にかかる現年度の税額変更があった場合、特別徴収税額変更通知書を送付することになります。

Q6 給与支払者(特別徴収義務者)の名称や所在地が変わった場合、どのような手順が必要ですか？

A 「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を市民税課へ提出してください。合併等で給与支払者(特別徴収義務者)が変わる場合は、併せて「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」もご提出ください。

Q7 現在、特別徴収している従業員が他の市区町村へ引っ越した場合、どのような手順が必要ですか？

A 市民税・県民税は、賦課期日(1月1日)に居住している自治体にその年度の税額を納付することとなっているため、他の市区町村へ引っ越した場合でも手続は必要ありません。

Q8 特別徴収税額通知書の封筒の中に納入書が入っていませんでしたが、なぜですか？

A 給与支払報告書総括表を提出された際に、納入書の必要・不要欄において「不要」を選択された事業所様には納入書を送付しておりません。必要とされる場合、市民税課へご依頼いただければ追加で送付します。

Q9 異動届出書を提出したのに特別徴収税額(変更)通知書が送られてきませんが、いつ届きますか？

A 特別徴収に係る給与所得者異動届出書が月末日までに届いた場合は、原則、翌月上旬に特別徴収税額変更通知書を送付します。